

令和元年第8回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和元年8月27日(火)午後1時30分から2時55分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	千光士伊勢男
	5番	西岡 大作
	6番	栗山 浩和
	7番	福本 隆憲
	8番	渡辺 禎宏
	9番	山内 芳幸
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(1人)

会長職務代理者	2番	野町 亜理
---------	----	-------

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

川北	中平	秀一
土居	森澤	和義
畑山	小松	光正
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号 農地法第3条許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について
報告第5号 使用貸借終了返還通知について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第7号 非農地証明願について
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数13人です。欠席委員は、2番野町亜理委員で、所要のため欠席との連絡がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

7月30日、31日に、兵庫県南あわじ市と香川県三豊市への県外視察研修を行い、内川会長及び農業委員等8名、事務協1名が参加しております。

8月2日に、安芸市農業再生協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

8月19日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

8月20日に、安芸市農業再生協議会が開催され、内川会長が出席しております。

8月26日に、高知市で農業者年金加入推進特別研修会が開催され、野町会長職務代理、大久保会長職務代理、栗山委員と長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に竹内忠吉委員及び大久保暢夫委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は3件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出

地は、記載のとおり井ノ口乙の1筆で、面積は13㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり大井乙の1筆で、面積は128㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり東浜及び土居の6筆で面積は合計で4,943㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。本申請については、〇〇〇〇委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います。

(〇〇〇〇委員退席)

事務局(長野) 議案第2号農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は2ページです。今回は1件申請が提出されています。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり尾川甲の1筆で、地目は畑で、面積は208㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜を栽培する予定となっております。

所在地につきましては、3ページに地図がございます。

尾川の下尾川集落の尾川川の対岸に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては8月14日に大久保暢夫委員と小松光正委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員、お願いします。
3番大久保委員 8月14日に長野くんと小松光正委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。
議案第2号の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員を呼んできてください。

(〇〇〇〇委員着席)

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第3号の5条申請について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。

議案書は4ページをご覧ください。

申請番号1番と2番は、経済産業局の計画認定が別になっているので、分けて申請しておりますが、一緒の転用計画ですので、転用基準の判断は一緒に判断します。

申請番号1番及び2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は太陽光発電パネルの設置です。

農地の転用は3筆で面積は全部で901㎡です。5ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は赤野乙地区でありまして、ごめんなはり線赤野駅から北西約300mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、第2種農地及び第3種農地であると判断しています。理由は、ごめんなはり線の赤野駅から300m又は500m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、南向きの土地で、周囲に住宅もないことから転用事業である太陽光発電パネルの設置に適している。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められる。

資力や信用につきましては、申請者の融資資料及び預金通帳を確認し、資金面で問題はないと判断しています。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、太陽光発電パネルの設置用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であります。隣地同意書が提出されています。西側は市道を挟んで農地であるが隣地同意書が提出されています。南側及び北側は農地であるが隣地同意書が提出されています。雨水は自然浸透により処理する計画で、赤野土地改良区からは転用事業について同意する旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、昭和32年度完了の土地改良事業の施行地であります。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。現地確認は令和元年6月14日に野町亜理委員、大野實委員、令和元年8月20日に栗山浩和委員にいただきました。

続きまして、申請番号3番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は進入路の整備です。

農地の転用は1筆で面積は424㎡です。6ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は西浜地区で、市道穴内線沿いの農地で、一ノ谷橋から北西へ約150mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地であると判断しています。理由は第1種、第2種、第3種農地のいずれにも該当しないためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は賃貸住まいだが将来的には新居を建築したいと考えていたところ、当該申請地を譲ってもらえる話があり、土地取得費が予算内であることや、高台であり市道にも接続しているなど環境条件もよいことから、当該申請地を選定したも

のです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者の融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断しています。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であるが隣地同意書が提出されています。西側及び南側は山林、北側は宅地及び農地であるが農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。生活雑排水は浄化槽で浄化し、敷地内の自然浸透で処理しきれない雨水と合わせて北側市道側溝に排水する計画であります。排水計画については馬ノ丁部落長から同意を得ています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年8月19日に竹内忠吉委員、長野榮徳委員にさせていただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番及び申請番号2番は、栗山浩和委員、申請番号3番は、竹内忠吉委員お願いします。

6番栗山委員 申請番号1番、2番ともに岡田君と確認してきました。8月20日に確認し、説明どおり間違いありません。

14番竹内委員 岡田君と長野榮徳委員と確認してきました。8月19日に確認し、説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告につ

いて、事務局が説明いたします。

事務局（長野）報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は11ページです。今回は1件出ております。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで僧津の2筆です。地目はいずれも田で、面積は全部で2,213㎡となっております。

当初は平成29年8月31日から令和2年8月30日まで3年間の利用権の設定がされておりましたが、借受者が変更になるとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、報告第5号、使用貸借終了農地返還通知について、事務局が説明いたします。

事務局（長野）報告第5号、使用貸借終了農地返還通知について説明いたします。議案書は8ページです。今回は1件出ております。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで僧津の1筆です。地目は田で、面積は3,601㎡となっております。

当初は平成29年3月20日から令和4年3月19日まで5年間の利用権の設定がされておりましたが、中間管理機構を活用した貸付を行うとのことで双方合意による終了返還の通知が提出されたものです。以上でございます。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

（質問、意見なし）

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番から9番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野）議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番から9番について説明いたします。議案書は9ページになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は921㎡です。ナスを栽培する予定をしており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、11ページ右に地図がございます。伊尾木宮田岡南集落に隣接する高知県農協の重油タンクの南に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地2筆で、地目は田と畑で、面積は全部で2,090㎡です。水稻とサツマイモを作付する予定で、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、11ページ右に地図がございます。伊尾木の清水産業伊尾木土場に隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地2筆で、地目はすべて田で、面積は全部で1,011㎡です。ナスを作付しており、3年間又は10年間の賃貸借契約をし、賃借料は、ナスは10a当たり2等米7俵代の条件で更新する計画です。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は363㎡です。ナスを作付しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、12ページ左に地図がございます。穴内六丁集落に隣接する農地です。

申請番号3番と4番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,127㎡です。水稻を作付する予定で、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、12ページ右に地図がございます。僧津集落の北の僧津地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲及び赤野乙の農地4筆で、地目は田で、面積は全部で2,792.08㎡です。ナス及び水稻を栽培予定で、親子間で15年間の使用貸借契約をする条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、13ページに地図がございします。東赤野集落に隣接する農地及び赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号7番から9番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

まず、申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地2筆で、地目はすべて田で、面積は全部で2,617㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、10年間の貸借契約をし、賃借料は10a当たり72,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、14ページに地図がございします。赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,872㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、10年間の貸借契約をし、賃借料は10a当たり100,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、14ページに地図がございします。赤野八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は3,601㎡の内1,036㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、10年間の貸借契約をし、賃借料は10a当たり72,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、14ページに地図がございします。赤野甲の吉野池の北にある八流地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、

事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番から9番については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号1番から9番については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号10番についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

本申請については、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇委員が当事者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により一時退席願います

(〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇委員退席)

事務局(長野) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号10番について説明いたします。議案書は10ページになります。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は2,554㎡です。ナスを栽培する予定をしており、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。伊尾木川緑地公園に隣接する川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号10番については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定、申請番号10番については原案どおり決定いたしました。

議案第6号、申請番号10番の審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇委員を呼んできてください

(〇〇〇〇委員及び〇〇〇〇〇委員着席)

続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) 議案第7号、非農地証明願について説明いたします。今回は1件申請が提出されております。議案書は16ページをご覧ください。

申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は2筆です。現地の写真をお配りいたします。

場所は川北保育所から北西へ約100mの位置にあります。登記簿地目は田、現況地目は宅地です。地図は17ページをご覧ください。

現地は建物敷地になっていて、昭和32年建築の居宅や蔵の敷地となり現在に至っています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も宅地として評価されていることを確認しています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては令和元年8月19日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、お願いします。

11番西岡委員 8月19日に岡田さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

12番樋口委員 8月19日に岡田君と西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は9月25日の水曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

全国農業担い手サミットが12月5日、6日の2日間開催されます。参加を希望される方は9月12日までに事務局までお知らせください。

農業委員全員研修会を9月末又は10月初めに開催する予定です。

日程の詳細が決定すればお知らせします。

事務局（岡田） 7月30日、31日の県外視察研修について説明いたします。

（資料に基づいて説明する。）

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。